

基礎教育保障学会会則

(名称)

第1条

本学会は基礎教育保障学会 (Japanese Society for the Study of Basic Education and Literacies: JASBEL) と称する。

(目的)

第2条

本学会は基礎教育の保障に関わる実践と研究を目指す。基礎教育とは、人間が人間として尊厳をもって生きていくために必要な教育であり、人間の生活に最低限必要とされる基礎的な教育のことである。この定義を踏まえ、万人が義務教育をきちんと受けることができる社会を基本としつつ、就学前教育、職業教育、成人識字教育なども含めた幅広い教育を受けることができる社会の構築を目指す。そして、基礎教育の実践と研究を軸として、教育・福祉・労働など様々な分野が交流し、互いの知見に学び合う場をつくり、会員相互の親睦、交流を図ることを目的とする。

(事業等)

第3条

本学会は上記の目的を達成するため、次の事業等を行う。

1 研究大会の開催

年に1回開催する：原則として8月に開催する。

1 各委員会の開催

基本的に8月の研究大会の際に開催する。

その他、委員会の活動の状況や、必要に応じて、適宜開催する。

3 ニュースレターの発行

事務局が、季刊誌として、ニュースレターを発行する。

4 学会誌 (ジャーナル) の発行

学会誌 (ジャーナル) の発行については別に定める。

5 その他本学会の目的を達成するために適当と思われる事業

(1) 各種プロジェクトや調査研究活動等の実施

必要に応じて企画・運営を行う。その際は、その都度、理事会において提案し、会員全体から参加者を募る。活動方針については、チームメンバーに一任する。研究大会等において、現状報告を行う。成果は本学会主催の発表会、学会、雑誌などに発表することができる。プロジェクト助成については別に定める。

(2) シンポジウム等の実施

研究大会とは別に、本学会の目的を実現するための一環として、また、国内外における実践者、研究者等との交流促進を目指して、シンポジウム等を企画、開催する。

(構成員)

第4条

本学会は次の会員で構成する。

1 正会員

本学会の趣旨・目的を理解し、その活動に関心を持つ者で、入会を申し込み（会費を納入し）、理事会の承認を得た者とする。

2 名誉会員

本学会において功労のあった正会員から、理事会が発議し総会で承認を得た者とする。名誉会員の推薦については別に定めるところによる。

(会費)

第5条

会員は会費を納入するものとする。

1 年会費は、会員の職名等（常勤・非常勤、職業の種別等）にしたがい、一般会員（大学や研究機関の常勤研究職等）は5千円、特別会員（実践者、大学や研究機関などの非常勤研究職等、教員、行政関係者、議会関係者、政策立案関係者、法曹関係者、市民・住民等）は2千円、学生会員（大学生、大学院生、夜間中学・高校の学生・生徒等）は1千円とし、原則として銀行振込により納入する。

2 必要に応じて、理事会の発議と総会の承認により、臨時会費を徴収することができる。

(会員資格の停止)

第6条

本学会の会費を2年間続けて納入しなかった者については、会員資格を失うこととする。

やくいん
(役員)

だい じょう
第7条

ほんがつかい つぎ やくいん
本学会に次の役員をおく。

- (1) かいちょう めい
会長 1名
 - (2) ふくかいちょう すうめい
副会長 数名
 - (3) じょうにん り じ かいちょう ふくかいちょう じむきょくちょう じちょう およ たり じ すうめい
常任理事 (会長、副会長、事務局長・次長、及びその他の理事数名)
 - (4) じむきょくちょう めい じむきょくじちょう めい めい
事務局長 1名、事務局次長 1名～2名
 - (5) り じ めい めい
理事 10名～15名
 - (6) かん じ めい めい
監事 1名～2名
 - (7) こもん じゃつかんめい
顧問 若干名
- 2 かいちょう り じ ごせん せんしゆつ かい む そうかつ ほんがつかい だいひょう
会長は、理事の互選により選出され、会務を総括し、本学会を代表する。
 - 3 ふくかいちょう かいちょう しめい り じ なか せんしゆつ かいちょう かい む ほ さ じょうきょう
副会長は、会長の指名で理事の中から選出される。会長の会務を補佐するとともに、状況
におう かいちょう だいり つと
に応じて、会長の代理を務める。
 - 4 じょうにんりこと かいちょう しめい り じ なか せんしゆつ かいちょう かい む ほ さ かいちょう
常任理事は、会長の指名で理事の中から選出される。会長の会務を補佐するとともに、会長
しめい ふくかいちょう じむきょくちょう つと
の指名により、副会長や事務局長を務める。
 - 5 じむきょくちょう かいちょう しめい り じ なか せんしゆつ かい じ む そうかつ じぎょうとう
事務局長は、会長の指名で理事の中から選出される。会の事務を総括するとともに、事業等
きかく うんえい かいさい かん じ む そうかつ じむきょくちょう じむきょくちょう ほ さ もの
の企画・運営、開催に関する事務についても総括する。事務局長は、事務局長を補佐する者
として、理事の中から事務局次長を指名することができる。
 - 6 り じ かいちょう ふくかいちょう かいいん なか すいせん そうかい しょうにん え もの り じ
理事は、会長あるいは副会長が会員の中から推薦し、総会の承認を得た者とする。理事は、
かいちょう ふくかいちょう じむきょくちょう ほ さ がつかい じぎょう じゅうじつ む きかく うんえい
会長、副会長、事務局長を補佐しながら、学会の事業の充実に向けて、その企画、運営や、
うんえい じ む ぎょうむ いちぶ ぶんたん
運営のための事務業務の一部を分担する。
 - 7 かん じ り じ かい すいせん もと かいちょう いしよく ほんがつかい かいけい かん さ およ じぎょうとう
監事は、理事会の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。本学会の会計監査及び事業等の
きかく うんえい ひょうぎ かん かんさ おこな
企画・運営、評議に関する監査などを行う。
 - 8 こもん ひつよう おう り じ かい しょうにん え かいちょう いしよく ほんがつかい じぎょうきかく うんえい
顧問は、必要に応じて、理事会の承認を得て会長が委嘱できる。本学会の事業企画や運営、
ひょうぎとう かん じよげん おこな
評議等に関して助言などを行う。

やくいん にんき
(役員任期)

だい じょう
第8条

やくいん にんき ねん さいにん さまたげ
役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

（総会、常任理事会、理事会）

第9条

本学会に総会、理事会、及び常任理事会をおく。

2 総会は、正会員（一般会員、特別会員、学生会員）、名誉会員をもって組織し、本学会の最高議決機関として本学会の事業及び運営に関する重要事項を審議決定する。総会は、定例総会及び臨時総会とし、定例総会は年1回、当該年度の研究大会のとき（原則として8月）に、また臨時総会は会長が必要と認める場合、随時開催する。総会は会員の過半数が出席することとで成立する。ただし、委任状（メールでも可）を含む。総会の議事は出席会員の過半数で決する。

3 常任理事会は、会長、副会長、事務局長及び数名の理事をもって組織し、理事会の委嘱をうけて本学会の通常の業務を執行する。

(1) 常任理事会の開催

年に3回～4回（例：1月、4月、8月、12月などに）開催することを原則とする。
必要に応じて、追加する場合もある。

2 理事会は、会長、副会長、事務局長を含む理事をもって組織し、第3条に定める事業の執行並びにそれに伴う収支予算及び決算に責任を負う。

(1) 理事会の開催

年に1回開催する：原則として8月の研究大会の際に開催する。
その他、必要に応じて開催する。

1 常任理事会、理事会には必要に応じて、構成員以外の者の出席を認めることができる。

(委員会) 第10条

本学会の事業や活動遂行のため、次の常設委員会をおく。

(1) 学会誌編集委員会

(2) 研究委員会

(3) 研究大会委員会

2 委員会の委員長は、理事の中から、会長がこれを委嘱する。

3 必要に応じて、委員長は副委員長及び委員を定めることができる。

しよざいち
(所在地)

だい じょう
第 11 条

ほんがっかい しよざいち ふくおかけんふくおかしじょうなんくなくまはつちようめ ばん ごう ふくおかだいがく じんぶんがくぶ そえだけん
本学会の所在地は、福岡県福岡市城南区七隈八丁目 19 番 1 号 福岡大学 人文学部 添田研
きゅうしつ
究室にあるものとする。

じむきょく
(事務局)

だい じょう
第 12 条

ほんがっかい じむきょく ぜんじょう そえだけんきゅうしつ
本学会の事務局を前条の添田研究室におく。

- 2 じむきょく ひつよう おう じゃっかん じむきょくいん
事務局には、必要に応じて若干の事務局員をおくことができる。
- 3 じむきょくちよう かいいん なか かいけい しめい
事務局長は、会員の中から会計を指名できる。

かいけい
(会計)

だい じょう
第 13 条

ほんがっかい けいひ かいひ きふきんおよ た しゅうにゆう
本学会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

- 2 ほんがっかい かいけいねんど まいとし ほじ よくねん お
本学会の会計年度は毎年 8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終わる。

かいそく へんこう
(会則の変更)

だい じょう
第 14 条

ほんかいそく へんこう りじかい ていあん そうかい けつぎ せいりつ
本会則の変更は、理事会が提案することができる。総会の決議をもって成立する。

ふそく
附則

せつりつねんがっぴ
(設立年月日)

だい じょう
第 1 条

ほんがっかい へいせい せつりつそうかい せいりつ
本学会は 2016 年 (平成 28 年) 8 月 21 日の設立総会において成立する。

かいそく せいてい しこう
(会則の制定、施行)

だい じょう
第 2 条

この会則は、前条の設立総会において制定し、同日から施行する。

ふそく 2017 年 9 月 3 日 いちぶかいせい
附則 2017 年 9 月 3 日 一部改正